

令和4年2月市議会総務委員会資料

第37号議案 長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要 1～2 ページ

条例の新旧対照表 3～4 ページ

総 務 部

令和4年2月

長崎市職員の育児休業等に関する条例の改正の概要

1 改正の理由

本市の職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、国家公務員における措置等を勘案し、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件を緩和したいのと、職員の勤務環境の整備に関する措置等について規定する必要がある。

2 改正の内容

(1) 会計年度任用職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件の緩和

改正前	改正後（令和4年4月1日から）
<p>【育児休業】</p> <p>(1) 同一の任命権者に引き続き1年以上雇用されていること</p> <p>(2) 子が1歳6か月に達する日までに、任期（更新の場合は、更新後の任期）が満了すること及び同一任命権者に採用されないことが明らかでないこと</p> <p>(3) 所定の勤務日以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週の勤務日が3日以上又は年の勤務日が121日以上 	<p>(1) の要件を廃止し、(2) 及び (3) のみに</p>
<p>【部分休業】</p> <p>(1) 同一の任命権者に引き続き1年以上雇用されていること</p> <p>(2) 所定の勤務日又は勤務時間以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週の勤務日が3日以上又は年の勤務日が121日以上 ・1日の勤務時間が6時間15分以上 	<p>(1) の要件を廃止し、(2) のみに</p>

【参考】 会計年度任用職員の育児休業・部分休業制度

区分	育児休業	部分休業
制度概要	1歳に達するまでの子を養育するために、休業できる制度 (※最長2歳まで延長できる場合がある)	3歳に達するまでの子を養育するため、1日2時間以内まで勤務しないことができる制度

区分	育児休業	部分休業
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・休業期間は無給 ・期末手当の算定に係る期間を除算 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務しなかった時間は給料を減額 ・期末手当の算定に係る期間の除算なし

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、各任命権者に対して、次の措置等を義務付ける。

①本人又は配偶者の妊娠、出産等についての申出があった場合の措置等	
ア	育児休業制度の周知及び育児休業の取得意向の確認のための面談等を行うこと
イ	職員が、本人又は配偶者の妊娠、出産等の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないようにすること
②育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置等	
ア	職員に対する育児休業に係る研修の実施
イ	育児休業に関する相談体制の整備
ウ	その他育児休業に係る勤務環境の整備に関すること

※長崎市における取り組み

同様の趣旨の法改正が民間においてなされたところであり、それにあわせて本市においては、すでに令和3年度中から、職員向け『育児・介護ハンドブック』を作成し、育児休業等の制度周知を行うとともに、所属と本人の面談等に活用するための『育児・介護プログラム』を作成し、円滑な取得が進むように取り組んでいる。

3 施行日

令和4年4月1日

長崎市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p>
<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p> <p>〔新設〕</p>	<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第25条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対</u></p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="183 629 264 663">〔新設〕</p> <p data-bbox="210 1016 292 1050">(委任)</p> <p data-bbox="165 1070 373 1104">第25条 〔略〕</p>	<p data-bbox="858 190 1471 461"><u>し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことをその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p data-bbox="836 479 1471 607">2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p data-bbox="874 627 1270 660"><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p data-bbox="831 676 1471 804">第26条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p data-bbox="863 819 1442 853">(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p data-bbox="863 869 1358 902">(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p data-bbox="863 918 1471 994">(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p data-bbox="874 1014 956 1048">(委任)</p> <p data-bbox="831 1068 1038 1102">第27条 〔略〕</p>